

## 令和7年11月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和7年11月28日（金） 開会17時30分  
閉会18時11分

場 所 教育委員会室

出 席 者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）  
教育委員 山本 隆正  
教育委員 新谷 なをみ（議事録署名委員）  
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 矢野 義知  
教育部次長兼図書館共創交流局長 稲尾 隆  
教育政策課長 森本 悅子  
学校教育課長 宮川 久寿  
社会教育課長 津川 文隆  
図書館共創交流局参事兼図書館長 西澤 和江  
教育政策課参事 時松 哲也  
学校教育課参事 藤内 譲  
学校教育課参事兼教育相談センター所長 藤原 良浩  
教育政策課課長補佐兼教育政策係長 加藤 雄海  
教育政策課 佐藤 元昭

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 令和7年度別府市一般会計補正予算（第4号）について【議第46号】  
※非公開  
第3 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
（関係部分）【議第47号】※非公開  
第4 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係  
部分）について【議第48号】※非公開  
第5 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する  
協議について【議第49号】※非公開  
第6 指定管理者の指定について【議第50号】※非公開  
第7 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正につ  
いて【議第51号】  
第8 指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の一部改正につ  
いて【議第52号】

報告事項 寄附受納について【報告第8号】

その他の 12月定例教育委員会の開催日程について

# 議事録

## ◎開会

**寺岡教育長** ただいまより令和7年11月の定例教育委員会を開会いたします。本日は松浦委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により構成員の過半数が出席していますので、会議は成立していることを宣告いたします。

---

## ◎議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員にお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第2、議第46号 令和7年度一般会計補正予算案(第4号)について、議事日程第3、議第47号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定(関係部分)について、議事日程第4、議第48号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正(関係部分)について、議事日程第5、議第49号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、議事日程第6、議第50号 指定管理者の指定については、市議会上程前の議案であるため、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。出席者の3分の2以上ありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第2、議第46号から議事日程第6、議第50号までの5議案の審議を最後に行います。

---

## ◎別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事に入ります。議事日程第7、議第51号 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課長** それではよろしくお願ひいたします。議案の23ページをお開きください。議第51号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。改正理由といたしましては、別府市立小学校及び中学校の通学区域について、住居表示の実施に伴うものでございます。26ページをご覧ください。具体的に申しますと、新旧対照表の左側にございます現行の下線部分を、右側の改正案のように改めるものでございます。以上、お諮りいたします。よろしくお願ひいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**新谷委員** 確認ですが、名前が変わるだけで今通学している校区が大きく変わることはないということですか。

**学校教育課長** そのとおりでございます。大きく変わるものではございません。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 51 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 51 号は議決することに決意いたしました。

---

#### ◎ 指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 8、議第 52 号 指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課長** それでは議案の 29 ページをお開きください。議第 52 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。本議案は、前回令和 7 年 10 月定例教育委員会におきまして議決をいただいておりますが、地域の実情や園児・児童・生徒保護者の意向に配慮し、子どもたちがより安心して通学できる教育環境を整備する観点から、隣接校を指定校変更の事由とする申し立てができる場合を拡大することに伴いまして、要綱を改正しようとするものでございます。

内容は、議案書の 31 ページに書いておりますが、別表第 1 「学校選択」の「19 隣接校」の項中の「(入園時、入学時又は市内への転入による転校時に限る)」の部分を削除いたします。具体的には、全ての子どもが隣接校への指定校変更の対象となります。このことにより、今後、学校間の偏り等が生じること等の課題が出てくることが想定されますが、今後の課題として受け止め、対応していきたいと考えております。以上お諮りいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 確認ですが、これは幼稚園、小学校、中学校が対象ということでよろしいですか。

**学校教育課長** はい、そのとおりでございます。

**新谷委員** 今まで校区の生徒数や児童数が分かっていて、教員の数もそれによってあらかじめ分かっていたので、4月に先生が揃い、学級編制も終わって入学式や新学期を迎えていたのですが、この改正によって、大体いつまでに申請を出して、許可を出してということで、新学期に学校が混乱するという事態にはならないのでしょうか。

**学校教育課長** ご指摘ありがとうございます。前回お示ししましたときには、新入学園児・児童・生徒を対象に、期日は1月末ということで設定しておりました。今回の改正により、全ての子どもを対象にすることになりますので、変更は随時ということになります。そうすることにより、今委員さんからご指摘のあった課題が出てまいります。よく1差2差といわれる微妙なところがかなり気になるところではあるんですけども、学校が混乱しないように努めたいと思います。

**新谷委員** 難しい感じがします。私も入学式の次の日に1人転入生があって、正式には6クラスになる形だったのですが、もう5クラスでスタートしていたから、人数的には6クラスだけど5クラスでいこうということで、1年間送ったこともあります。そういう小さい数字だったらいいのですが、すごく大きい数字、例えば20人違うとかいうことになったときには、学校としてはかなり大変かなと思います。そういう何かあったときにどうするか、もし何か対策などを考えていたら教えてもらえますか。

**学校教育課長** 具体的な対策というのではないのが実際のところです。ただ先生が足りない場合、今委員さんおっしゃったような5クラスが6クラスになるという場合は、臨時講師で対応できるところはあります。ただ問題なのは、過員になっている場合です。一方が増えるということは一方が減るということになって、これまで6クラスだったのが急に5クラスになって、先生が余ってしまう、過員になってしまふ、この場合は非常に難しいと考えております。ただそれに対する手立てというのは、具体的にどのような形でやっていったらいいのかというところは、今の段階ではちょっとなかなか案がないのが現状です。

**新谷委員** もし国の監査などが入ったときに、この学校は過員で1人先生が多いとか、そういうことも考えられますよね。誰か先生がA中学校に決まっていたけども、生徒が少なくなったからB中学校に行くとか、そんなことも考えられますよね。

**学校教育課長** その辺りにつきましては、県のほうとも十分に話をしながら、できるのであればその先生が何とかその学校に残ることができるような対応をしていくことがあるのかなというところです。

**寺岡教育長** 確認ですが、児童生徒数の決定の最終締切は2月ですよね。

**学校教育課長** 2月1日調査と3月1日調査があります。

**寺岡教育長** それによってはっきりします。ただこの件については規制緩和ということ

で、子どもを中心に置いた別府市の取り組みということですから、県に対しても国に対してもそこは、1差2差の関係についてはしっかりと、大分市も一緒ですけど豊後高田市は全市一斉ですから。そこは今まで行政の都合で区分けしていた、それは児童生徒数が多い時代ですよね。今はもうかなり減っているので、この学校に行きたくないのに行かせられているという、つまりそういう時代を今まで経て、私も先日もそういう話を聞いて、うちの子は、この学校に本当は行きたいんだけども、指定校が決定されているから行って、あまりいい結果じゃなかったとか、学校に行きづらくなったりとか、あるいは病気が治らなかったとか、そんなようなことが結構多かったですね。今回も思い切って別府はこういう形をとったので、どういう状況になるか分からぬのですが、クラス数とか教員の定数とか、そういうものが早めに分かった上でもやっぱり1差2差があるので、今課長が言ったようなところはやはり十分慎重にやらないといけないと思っています。

**新谷委員** 子どものことや家庭のことを考えたらこの方策は良い方策だと思っているのですが、やっぱり法律が四角四面で、学校はこういうふうにしたいけれどそれだけですよ、ということが今まで何回かあったので、別府市との緩やかなやり方が上手くいって、いいですよと言ってもらえるといいのですが。監査ですごくいろいろ言われたという記憶があるので、それが上手くいくように、県教委などとちゃんと折衝しないと学校が大変になると思います。

**田中委員** 今年の春、人事異動の公表前にここで教育委員会を開いたときに、記憶として欠員がいたような気がしたんですけど、その欠員というのは埋まったのですか。

**学校教育課長** 全ての欠員が埋まっているわけではございません。特に中学校は教科の関係もありますし、小学校も、特に教科は関係ないんですけども、様々な事情で全て埋まっているのが現状です。

**田中委員** 特別支援学級入級の希望調査が、別府市だけ3年生から4年生に上がるときにもう一度申請書を出し直すと聞いたのですが、それは何か理由があるのですか。

**学校教育課長** 全ての特別支援学級在籍の子どもさんが3年生から4年生に上がるときに、新たに申請しているかということですが、これは3年に1回、本人の能力の向上などの状況を確認して、適正な就学場所で支援できているかどうかを確認する、そういった意味で、3年生から4年生になるときには、一度書類を提出してもらって確認をしているというのが現状です。

**田中委員** 確か大分市や他のところはしていないような気がするのですが、何か意味があるのかなと思いました。とても大事なことなのですが。

**学校教育課長** 別府市としては、例えば1年生で在籍して6年間在籍したままということではなく、やはり3年に1回、小3から小4になるとき、小6から中1に

なるとき、この3年ごとに子どもの状況を確認しようということでやっているのが現状でございます。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございまして、以上で質疑を打ち切り、議第52号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第52号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項

**寺岡教育長** 次に報告事項に入ります。報告第8号 寄附受納について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

**図書館共創交流局参考** 報告第8号、寄附受納について報告をいたします。33ページをお開きください。番号1、児童向けの絵本の充実のために5万円のご寄附をいただきました。寄附者は絵本とおはなしの会様からです。図書館共創交流局については以上でございます。

**教育部次長兼  
教育政策課長** 同じく33ページです。教育政策課関係は番号2から4の3件でございます。まず番号2です。別府市立鶴見小学校PTA様から冷水器3台を寄附いただきました。現在、南校舎に1台、中校舎に2台設置しております。この冷水器は、児童が家庭から持ってきた水筒に補充できる仕様になっており、今年の酷暑における熱中症対策に大いに寄与することができました。続いて番号3です。別府市椎茸生産組合様から今年で4回目となる別府産乾しいたけのご寄附でございます。学校給食センターでは、すでに1月の献立で一部使用を計画しているほか、子どもたちの給食の献立に地元食材として使用させていただき、別府産の美味しい乾しいたけを園児児童生徒に味わってもらいたいと考えております。最後番号4です。緑丘地区体育協会様から軽量折式ノンスリップカラーマットをご寄附いただきました。現在、緑丘小学校の体育の授業で活用しております。今までのマットと違って軽量のため、これまで子どもたちが複数人で運んでいたマットを一人で運べるようになり、準備に積極的に参加するなど、体育の授業がスムーズに行えていると大変好評です。教育政策課関係部分の寄附報告は以上でございます。

**学校教育課長** 続きまして学校教育課部分をご説明いたします。議案書の33ページの続きでございます。番号5、6、7につきましては、別府ライオンズクラブ様、別府中央ライオンズクラブ様、そして別府いでゆライオンズクラブ様より、別府市奨学金寄附金として、それぞれ3万6,000円をいただいております。番号8につきましては、別府市美術協会会长様より心豊かな教育

環境の醸成のためということで、別府市美術展入選作品5点を寄附していただいております。価格は170万円でございます。この作品につきましては、すでに東山小学校に展示をしています。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各担当課等より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

## ◎ その他

**【概要】** ※令和7年12月定例教育委員会の開催日程について、令和7年12月26日（金）10:00より開催することが決まった。

---

## ◎ 令和7年度一般会計補正予算案（第4号）について ※非公開

**寺岡教育長** ここからは非公開となります。なお、非公開で審議する5議案は、議会議程により非公開とする理由が消滅するため、議事録については議会議程以降に公表します。

それでは議事に戻ります。議事日程第2、議第46号 令和7年度一般会計補正予算案（第4号）について提案しますので、事務局から説明をお願いいたします。

**教育部次長兼教育政策課長** では議案書1ページです。議第46号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。教育政策課関係部分は、歳入の財源補正及び歳出の増額補正となっております。

議案書2ページをお開きください。国の補助金を活用して春木川、石垣、境川各小学校の体育館の照明LED化を整備する計画でしたが、今般、国の補助金が未採択でありましたので、財源を地方債に切り換えて事業の実施を図るものでございます。02小学校費補助金04学校施設環境改善交付金、769万5千円を減額し、01小学校債01小学校施設整備事業債760万円を増額して、本事業は計画どおり進めてまいります。

続いて議案書3ページをご覧ください。0566中学校の施設整備に要する経費の増額として990万円を計上しております。市内中学校のテニスコートの劣化を早期回収し、学校教育活動上の安全確保を図るものでございます。具体的には朝日中学校、北部中学校、中部中学校3校のテニスコートのラインテープの劣化部分を撤去し、新たに設置することなどにより、早期回収による生徒のけがを防止し、安全性を確保いたします。以上でございます。

**学校教育課長** 続きまして学校教育課分のご説明をいたします。

議案書3ページの歳出をご覧ください。事業番号1343スポーツ推進に要する経費についてのご説明でございます。別府市中学校体育連盟補助金と

して、当初、予算は 491 万 1 千円を見込んでおりました。しかし、中学校総合体育大会、九州大会の新体操競技及びソフトテニス競技が沖縄県で、また陸上競技が鹿児島県で開催され、そちらへの出場が多数あったこと、及び九州ブロックで開催されました全国大会の陸上競技が沖縄会場であったこと等により、決算額が 747 万 2 千円となりました。そこで当初予算額と決算額の差額であります 256 万 1 千円を補正するものでございます。以上でございます。

**社会教育課長** 社会教育課からは、歳入予算、歳出予算、それから繰越明許のご説明をさせていただきます。

まず歳出予算から先にご説明いたします。3 ページをお開きください。0631 美術館施設整備に要する経費の追加額 5,931 万 1 千円につきましては、美術館の収蔵スペースの不足という課題に対し、1 階機械室を収蔵庫に改修して、美術館の充実を図ろうとするものでございます。

歳入予算に戻ります。2 ページ下段になります。今回の補正予算の財源といたしまして、社会教育債として 5,330 万円を充てるということにしております。

続いて 4 ページをご覧ください。今回の関係工事ですが、工期が 8 か月以上必要になっております。議決後の契約作業等も考慮して、あらかじめ全額を繰越明許することを併せて議会に提案する予定にしております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各担当課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 46 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 46 号は同意することに決定いたしました。

---

◎ 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（関係部分）について  
※非公開

**寺岡教育長** 次に議事日程第 3、議第 47 号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼  
教育政策課長** では議案書 5 ページ、議第 47 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。この度住居表示を実施することに伴いまして、教育委員会所管施設の位置の表記を改正するため、条例を改正しようとするものでございます。

議案の 6 ページの改め文中、第 1 条が教育政策課所管施設関係部分、第 2 条が社会教育課所管施設関係部分に該当いたします。詳しくは議案書 10 ペ

ージから 12 ページの新旧対照表をご覧ください。今回の住居表示の実施により、位置の表記が変更する施設は、10 ページ記載の別府市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第 1、南立石小学校、鶴見小学校、及び大平山小学校。さらに 11 ページ別表第 3、南立石幼稚園、鶴見幼稚園、大平山幼稚園。さらに 12 ページ、南立石 2 区集会所の設置及び管理に関する条例記載の別府市南立石 2 区集会所、以上 7 施設でございます。改正条例は来年 1 月 10 日に施行されまして、当日から新しい住居表示となる見込みでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 47 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようございますので、議第 47 号は同意することに決定いたしました。

---

◎ 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について  
※非公開

**寺岡教育長** 次に議事日程第 4、議第 48 号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について提案しますので、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼  
教育政策課長** では議案書 13 ページ、議第 48 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。この内容は、教育長に支給をする期末手当の支給月数を令和 7 年度人事院勧告に準じた国や県の特別職と同様、0.05 月分引き上げる条例改正でございます。議案書 15 ページの第 5 条及び第 6 条が関係部分に該当いたします。人事院勧告は 1 年間に期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるという勧告でございまして、今までの 3.45 月から 3.5 月に改定をする内容ですが、既に令和 7 年 6 月に 1.725 月分を支給しているため、令和 7 年 12 月の期末手当の支給月数を 1.775 月分に改定し、年間の支給月数を 3.5 月分とします。これが第 5 条で、令和 7 年 12 月 1 日に遡って適用されます。そして令和 8 年度からは、年間 2 回の支給時にそれぞれ 1.75 月分を支給し、年間 3.5 月分とします。この内容が第 6 条となり、これは令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**新谷委員** ちなみに他の課はどんな方が特別職になるのですか。

**教育部次長兼  
教育政策課長** 市長、副市長、競輪事業管理者が該当します。あとは議会の議員です。条例の第1条、第2条が市長、副市長、第3条、第4条が議会議員、第7条、第8条が競輪事業管理者となっております。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第48号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第48号は同意することに決定いたしました。

---

◎ 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について  
※非公開

**寺岡教育長** 次に議事日程第5、議第49号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について提案しますので、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼  
図書館共創交流局長** 19ページをご覧ください。第49号につきましては、規定により意見を求めるものです。  
20ページをご覧ください。普通地方公共団体間における公共施設の相互利用は、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議により利用に供させることができるとされており、その協議について議会の議決を求めるものです。利用に供する公の施設は、新しく完成した別府市立図書館等複合施設です。この複合施設は、別府市立図書館と別府市共創交流拠点こもれびパークで構成しています。利用に供する住民は、大分都市圏を構成する大分市ほか5市1町の住民です。利用方法や利用料金については、別府市立図書館等複合施設に関する条例、規則等の定めるところによります。その相互利用につきましては、複合施設がオープンする来年3月から開始する予定です。なお、大分都市圏では「公の施設の相互利用に関する協定書」において相互利用を実施する施設を定めていますが、これに別府市立図書館等複合施設を追加することになります。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいま図書館共創交流局長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**田中委員** 施設の件はこれで分かったのですが、本の貸し出しの区域などもこれに付随するのか、また別途区域以外の定めがあるのか教えてください。

**教育部次長兼  
図書館共創交流局長** 現在の図書館もこの相互利用の中に入っています、今説明申し上げた

とおり大分市ほか5市1町が利用できるということになっています。圏域外の人が利用できないかということになると、それは特段の規定がないので、制限をかけるものではありません。本議案は大分都市圏の圏域内の公共施設の相互利用を規定しているというふうにご理解していただければいいかと思います。

**田中委員** 本の貸し出しで以前図書館に行ったときに、ここまで貸せるけどここからは貸せないとか、県立図書館は全域にステーションで借りたいものをネットで検索して地元の図書館まで郵送するという形をとっているじゃないですか。その辺のイメージというのがちょっと今の説明では繋がらなかったのですが。

**図書館共同交流局参考** 図書館の利用に関しては、田中委員が今おっしゃったとおりで、県立図書館の場合は、県民全体へのサービスの提供という使命を持っているので、県立まで来られない方に関しては、各県内の図書館を通じてインターネットで直接県立に申し込んだものが受け取れるという形になっています。図書館資料の貸し出しという部分に関しては、別府市立図書館でカードを作って来館されて本を借りることができる範囲は、規則によりこの大分市ほか5市1町と杵築市、宇佐市です。

**田中委員** はい、分かりました。

**寺岡教育長** その他よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第49号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第49号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 指定管理者の指定について ※非公開

**寺岡教育長** 次に議事日程第6、議第50号 指定管理者の指定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**社会教育課長** 議第50号、指定管理者の指定について規定により意見を求めるものでございます。  
議案書22ページをお開きください。南立石2区集会所の指定管理者については、これまで南立石2区自治会を指定してきたところです。今回の指定管理者の更新においても、引き続き同自治会を指定管理者として指定するものでございます。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。なお、指定管理料は発生しないというものでございます。説明は以上です。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 50 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようございますので、議第 50 号は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上をもちまして、令和 7 年 11 月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。